

ご契約中のお客様への大切なお知らせ

2017年4月1日より、ガス事業法の一部改正が行われます。これまで供給約款にてガス供給を行っているお客様につきましては、供給約款の一部を変更させていただきますが、内容については基本的にこれまでの供給約款内に記載しております供給条件と同じになります。

ご契約中のお客さまへ

平成 29 年 4 月 1 日から、ガス事業法の改正により、ガスの小売供給が自由化されます。これまで、簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきまして、今般のガス事業法令の改正に伴い約款の規定を一部変更させていただきますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきます。

対象契約種別

従前の簡易ガス供給契約

変更の内容

下記のように約款を変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします。）。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主・管理組合等にご確認ください。

なお、このほか、今般のガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

- ① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更いたします。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。
- ② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容及び効力発生時期を原則として変更実施日の 10 日前までに営業所等に掲示するなどして周知を行います。
- ③ 供給条件等の変更（契約期間の延伸を含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項を説明し、書面に記載することについてあらかじめ承諾していただきます。
ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾していただきます。
- ④ ガス料金を支払期限内にお支払いいただけない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがあります。その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。
- ⑤ また、契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知するとともに、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改められなかったとき」を新たに対象とさせていただきます。

- ⑥ お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から 10 日以降の定例検針日の翌日から」とさせていただきます。
- ⑦ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。
- ⑧ 保安のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入らせていただきます。

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は弊社 HP（<http://www.meiji-sangyo.co.jp>）又は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。

（特に書面をご希望のお客さまは、送付いたしますので当社へご連絡ください。）

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

上記変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

ガス小売全面自由化について

● ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化が実施されることになり、都市ガス及び簡易ガスの供給区域又は供給地点の独占並びに料金規制が廃止されます。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業省の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- ・ お客さまがガスの需要場所を特定する番号として、「お客さま契約番号（供給地点特定番号）」を設定します。「お客さま契約番号」は、現在の「お客様コード（アルファベット 1 桁と数字 9 桁）」と読み替えます。

今後とも、(株)明治産業をご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。平成 29 年 4 月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、お手続きは不要です。

供給条件等の概要について(ご参考)

- ガス料金はWEB照会システム又は検針はがきでご確認ください。
- 検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ガス料金はすべて税込です。料金滞納等により閉栓になったお客様につきましてはガス開栓時に¥2,000(税抜)を別途徴収いたします。
- ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(支払期限)までにお支払いただきます。支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- 供給条件の詳細は、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください(ご希望の場合は送付いたしますのでご連絡ください)。
- 供給施設等の設置工事について
お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用)は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解除によって生じた損害を賠償していただきます。
- 保安上の取扱いについて
お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。
なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

株式会社 明治産業

住所 福岡市中央区薬院 1-14-5
MG 薬院ビル 4F

【お問い合わせ窓口】

明治産業お客様センター TEL : 092-736-7711

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝祭日を除きます)